



2016年2月16日

各位

会社名	株式会社クボタ
本社所在地	大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号
代表者名	代表取締役社長 木 股 昌 俊
コード番号	6326
上場取引所	東証第1部
問合せ先	コーポレート・コミュニケーション部長 細 谷 祥 久
TEL	(大阪)06-6648-2389 (東京)03-3245-3052

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2016年2月16日開催の取締役会において、2016年3月25日開催予定の第126回定時株主総会に、定款の一部変更案を附議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

監査役が法令に定める員数を欠く場合に備え、株主総会において補欠の監査役が選任できるよう、現行定款に所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日	2016年3月25日 (金)
定款変更の効力発生日	2016年3月25日 (金)

以 上

(下線は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 28 条 (監査役の数及び選任方法)</p> <p>① 当社に監査役 6 名以内を置き、株主総会でこれを選任する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>② 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第 29 条 (監査役の任期)</p> <p>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<u>但し、補充による監査役の任期は前任者の残期とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 28 条 (監査役の数及び選任方法)</p> <p>① (現行とおり)</p> <p>② <u>会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査役を選任することができる。</u></p> <p>③ 前 2 項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第 29 条 (監査役の任期)</p> <p>① 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>補欠の監査役が任期満了前に退任した監査役の後任として就任した場合、当該補欠の監査役の任期は退任した監査役の任期の残任期間とする。</u></p>